

第2回羽村市行政改革審議会 ＜議事内容の説明＞

第2回羽村市行政改革審議会の書面開催について

緊急事態宣言の発出に伴い、不要不急の外出・移動の自粛、特に午後8時以降の外出自粛の徹底が求められる中、夜間の時間帯に参集による対面式での会議を開催することは難しい状況にあることから、既にご案内のとおり、7月29日（木）に予定しておりました第2回審議会は書面にて開催させていただきます。

つきましては、下記のとおり、議事の内容説明をお送りしますので、資料と併せてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、確認後は、提出書類1「確認書」、及び議事に対するご意見やご質問等がある場合は提出書類2「質疑・意見書」を、メール又は同封の返信用封筒にてご提出ください。

委員の皆様には、お手数をおかけしますが、現下の状況を踏まえた対応として、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 議事

（1）第1回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について

6月4日（金）に開催した第1回審議会でご意見をいただいた「経常収支比率の推移と類似団体等の比較」や、「第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額」に係る資料に加え、今後の審議の参考となる資料として、「羽村市の人口（人口推移・将来人口推計）」をご用意しました。

① 経常収支比率の推移と類似団体等の比較

【資料1】経常収支比率の推移と類似団体等との比較

平成27年度から令和2年度までの羽村市、全国の類似団体平均、近隣市（青梅市、福生市、あきる野市）、多摩地区26市平均の経常収支比率を表にまとめましたのでご確認ください。

経常収支比率は、経常的に収入される財源（市税など）に占める、経常的に支出しなければならない経費（人件費など）の割合を言います。

この比率が高いほど財政構造の柔軟性が失われていることを示しており、羽村市は平成28年度から令和2年度まで5年連続で100%を超えています。引き続き、経常経費削減などの取組みを進め、比率の改善に努めてまいります。

【資料2】 経常収支比率の推移

表の最上段は、平成12年度から令和元年度までの20年間の羽村市の経常収支比率の推移を記載しています。

その下段の表は、経常収支比率算出にあたっての基礎数値であり、経常収支比率の内訳となります。

表の下半分が分母となる経常一般財源（経常的に収入される財源）で、市税、地方譲与税などであります。

表の上半分が分子となる経常経費（経常的に支出しなければならない経費）で、人件費（職員や議員の給与等）、扶助費（児童福祉・障害福祉・生活福祉費等）などであります。

表の右端に令和元年度と平成12年度及び平成21年度との比較を記載しました。20年前の平成12年度との比較では、分子（経常経費）が1,466,642千円増加しているのに対して、分母（経常一般財源）は594,559千円減少しており、財政構造が大きく変わったことが分かります。

折れ線グラフは、表の数値をグラフ化したものです。

分子（経常経費）では、扶助費（児童福祉・障害福祉・生活福祉費など）、繰出金（国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業などの特別会計への繰出金）が増加しています。

分母（経常一般財源）では、市税の増減が激しいことがわかります。また、市税の増減に合わせて地方交付税（市税収入補完のための国からの交付金）や臨時財政対策債（市税の減少を補うために認められた借入金）も増減が大きくなっています。

【資料3】 市町村経常経費分析表（普通会計決算）

この資料は、令和元年度の羽村市の経常収支比率を分析したもので、経常収支比率算定の分子となる経常経費を構成する項目（人件費、扶助費、公債費など）ごとに比率を算出したものです。

項目ごとに類似団体内平均値との比較を折れ線グラフで示しているとともに、分析（解説）を記載していますので、ご確認ください。

以上が、資料1、資料2、資料3の説明となります。

資料をご確認いただき、ご質問等がございましたら、提出書類2「第2回羽村市行政改革審議会 質疑・意見書 議事（1）第1回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について」の「①経常収支比率の推移と類似団体等の比較」に記入してください。

② 第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額

資料4については、「第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額」として、

現行の第六次羽村市行財政改革基本計画の計画期間（平成29年度～令和3年度）における行財政改革の効果額を年度別にお示ししています。

また、資料4-2については、資料4「第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額」中の令和元年度と令和2年度の主な取組に記載の「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しの取組み」の詳細を年度別にお示ししています。

【資料4】第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額

第1回の審議会の資料6でご説明したとおり、第六次羽村市行財政改革基本計画では、行政改革、財政改革それぞれに4つずつの柱（基本目標）を掲げています。

さらに、柱ごとに改革項目を設定し、改革項目ごとの実施計画事業を着実に実施することで、行財政改革を推進しています。

ここでは、平成29年度以降の行財政改革の効果額について、各年度で取り組んだ改革項目ごとに効果額と内容を記載していますので、年度ごとにご説明させていただきます。

○平成29年度

まず、「人材育成」については、行政改革の柱4「人材育成と機動的な執行体制の確保」に設定した改革項目の一つで、人材育成や職場環境の改善等により、職員の能力向上、事務の効率化を図ることを目的としています。ここでは、超過勤務の削減による効果額を計上しています。

次に、「税収の確保」については、財政改革の柱2「財政基盤の強化」に設定した改革項目の一つで、ここでは、管理職等による臨戸訪問など、全庁的な収納特別対策による効果額を計上しています。

次に、「多様な資金調達の実施」については、「税収の確保」と同様に、財政改革の柱2に設定した改革項目で、ここでは、企業や財団等が、社会貢献事業の一環として実施している助成金の活用、及び市公式サイトや広報はむら等への有料広告の掲載による効果額を計上しています。

次に、「事務経費の見直し」については、財政改革の柱3「財源の効果的な活用」に設定した改革項目の一つで、予算編成時における各部署の支出抑制を全庁的に実施するとともに、電力自由化に伴い、特定規模電気事業者へ契約を切り替えたことによる効果額を計上しています。

次に、「行政財産・普通財産の有効活用」については、財政改革の柱4「市有資産の有効活用」に設定した改革項目の一つで、市有地の売却益、及び公共施設への飲料自動販売機の設置等による効果額を計上しています。

○平成30年度

平成30年度については、平成29年度と同様の取組みに加え、新たな取組みも実施していますので、相違点を中心にご説明します。

まず、「受益者負担の適正化」です。こちらは、財政改革の柱2「財政基盤の強化」に設定した改革項目の一つで、平成30年度では、使用料等審議会からの答申をもとに、スポーツセンター、スイミングセンターの使用料を見直した効果額を計上しています。

次に、「多様な資金調達の取組み」では、これまでの取組みに加え、有料広告を掲載した庁舎・市内案内板及び広告用モニターを庁舎内に設置した際の設置料、及びクラウドファンディングを活用し調達した動物公園看板制作資金を効果額として計上しています。

次に、「効果的な財源の投入」については、財政改革の柱3「財源の効果的な活用」に設定した改革項目の一つで、ここでは、羽村市職員組合へのメーデー助成金を廃止した効果額を計上しています。

次に、「行政財産・普通財産の活用」では、公共施設への飲料自動販売機の設置等による効果額に加え、スポーツセンターの貸付利用時間の区分を細分化したことによる効果額を計上しています。

○令和元年度

令和元年度では、まず、「事務経費の見直し」において、これまでの取組みに加え、行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しの効果額を計上しています。

行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しについては、3ページ以降に詳細を記載していますので、後ほどご説明します。

なお、取り組みとしては平成30年度から実施していますが、効果額が発生するのは令和元年度からとなります。

次に、「行政財産・普通財産の活用」では、記載の用地の売却益を効果額として計上しています。

○令和2年度

令和2年度では、まず、「多様な資金調達の取組み」において、新たに返礼品を用いたふるさと納税の取組みを開始し、その成果を効果額として計上しました。また、使用料等審議会からの答申をもとに、公共施設等の使用料等について消費税引き上げ分を転嫁するとともに、動物公園入園料、テニスコート使用料の引上げ等による効果額を計上しています。

次に、「行政財産・普通財産の活用」では、記載のとおり3か所の市有地の売却益を効果額として計上しています。

【資料4-2】行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しの取組み

ここでは、改革項目の「事務経費の見直し」のうち、令和元年度と令和2年度における「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しの取組み」（以下「行政のスリム化」）の詳細についてそれぞれお示ししています。

行政のスリム化については、部署ごとに経常的、定型的なものを含むすべての事務事業について総点検を行い、計画的に見直しを図っていくもので、必要に応じて見直しの方向性を改善しつつ、これまで継続的に実施しています。

見直しの内容としては、大きく分けて、行政改革推進本部会議での審議を踏まえ部署別、事業別に見直しを行った「個別事業の見直し」と、全庁的な基準に基づき見直しを行った「予算編成過程での見直し」に大別しており、個々の見直し内容については、記載のとおりとなっております。

以上が、資料4、資料4-2の説明となります。

資料をご確認いただき、ご質問等がございましたら、提出書類2「第2回羽村市行政改革審議会 質疑・意見書 議事(1) 第1回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について」の「②第六次羽村市行財政改革基本計画における効果額」に記入してください。

③ 羽村市の人口（人口推移・将来人口推計）

【資料5】羽村市の人口（人口推移・将来人口推計）

1. 人口の推移について

羽村市の人口（各年1月1日現在）について、平成24年から令和3年の10年間の推移をまとめました。

羽村市の人口は、10年間で約2,700人減少しています。

0歳から14歳の年少人口は約1,500人減少、15歳から64歳の生産年齢人口は約4,400人減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は約3,100人増加しており、人口の減少に合わせて、少子高齢化が進行する状況にあります。

2. 将来人口推計について

平成27年の国勢調査の人口を基準人口とし、令和47年までの人口推計を行いました。本推計は、コーホート要因法により、資料に記載した生残率や純移動率などの仮定値を用いて推計を行っています。

なお、現時点では、人口移動を見込む確実な要素となるマンションの大規模開発や大企業誘致などの特殊要因は、想定できないことから、本推計には加味せずに実施しました。

設定した仮定値をもとに今後の羽村市の将来人口を推計した結果では、令和47（2065）年の羽村市の人口は、31,417人となることを見込まれています。現在策定を進めている第六次羽村市長期総合計画の終期となる令和13年度付近では、令和12年の人口が50,623人となることを見込まれています。

平成27年の高齢化率は、24.1%ですが、市独自推計の結果では、高齢化率が令和7年には28.4%、令和12年には30.7%となり、令和47年には39.

8%となることが見込まれています。

市がこれまでに策定してきた長期総合計画では、人口が増加していく中でのまちづくりの方向性を見定めるものでありましたが、今回の計画策定では、人口減少・少子高齢化が進行していく中でのまちづくりを考えることが必要になっています。市民サービスや地域コミュニティのあり方、公共施設のあり方などについて、これまでとは異なる視点から検討していくことが必要であると考えております。

現在、羽村市では平成27年に策定した羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画の中で、令和42(2060)年に50,000人の人口を維持していくことを人口の展望として掲げております。将来人口については、今後も引き続き、羽村市が持続可能な都市として発展していくため、50,000人の人口維持を目指しつつ、老年人口・生産年齢人口・年少人口の構成割合のバランスが図られるように、検討していくことが必要であると考えています。

以上が、資料5の説明となります。

資料をご確認いただき、ご質問等がございましたら、提出書類2「第2回羽村市行政改革審議会 質疑・意見書 議事(1) 第1回羽村市行政改革審議会を踏まえた参考資料について」の「③羽村市の人口(人口推移・将来人口推計)」に記入してください。

(2) 羽村市基本構想(案)について

【資料6】羽村市基本構想(案)

羽村市長期総合計画審議会から市長に、「羽村市基本構想」についての答申書(中間答申)が提出され、羽村市基本構想(案)を策定しました。

羽村市基本構想は、これからのまちづくりにおける羽村市の将来像(羽村市の目指すべき将来のまちの姿)を示すものであり、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、かつ、今後10年間の市と市民・事業者の行動の指針となるものです。

資料6の2ページをご覧ください。

「1. 基本構想策定の趣旨」に記載のとおり、現在は人口減少、急速な少子高齢化、ICTの進展、自然災害、新たな感染症の脅威など、これまでに経験したことのない速さで日常生活や地域経済を取り巻く環境が変化しています。

そして、前回の審議会でもご覧いただいたとおり、市の財政状況は厳しい状況が続いており、こうした状況が、今後も続いていくことが見込まれております。

令和2年度には、市民ワークショップや市政世論調査など、市民の皆さんのご意見やお考えを聞かせていただく取組みを実施しており、長期総合計画審議会では、これらの市民意見や市が置かれている現状などを共有しつつ、これからのまちづく

りに対する様々な検討を行っていただいた結果として、資料6の中間答申を提出していただいております。

1ページ・2ページに記載した「3. 私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向けて、2ページに記載した「4. 私たちが大切にしたい」をまちづくり共通の考え方として持ちつつ、3ページから5ページに記載した「5. 未来を築く5つのコンセプト」に沿った取組みを推進していくこととしています。

そして、これからのまちづくりを進めていく上でのまちづくりの根幹となるものとして、6ページに記載した「6. 自治体運営の方針」を掲げています。

羽村市基本構想（案）については、7月1日（木）から30日（金）まで、市民の皆さんのご意見などをお聞きするため、市民公募手続（パブリックコメント）を実施しているところであり、今後、9月の羽村市議会定例会での審議を経て、成案として決定していく予定としております。なお、今後は、基本構想に定める将来のまちの姿の実現に向け、市と市民・事業者が連携しながら取り組んでいくまちづくりの方向性を定める「基本計画」と具体的な事業を定める「実施計画」について、未来を築く5つのコンセプトや自治体運営の方針に沿って策定してまいります。

以上が、資料6の説明となります。

資料をご確認いただき、ご質問等がございましたら、提出書類2「第2回羽村市行政改革審議会 質疑・意見書 議事（2）羽村市基本構想（案）について」に記入してください。

（3）自治体運営の方針について

【資料6】羽村市基本構想（案）

議事2に引き続き、資料6の6ページをご覧ください。

市を取り巻く現状を踏まえ、これからのまちづくりの方向性を見定めていく上では、行財政改革の視点を切り離して考えることはできないものでありますので、前回の会議でお伝えしたとおり、次期の行財政改革基本計画は、第六次羽村市長期総合計画に包含して策定することとしております。

行政改革審議会では、これからのまちづくりの根幹となる部分である「6. 自治体運営の方針」に即して、「新たな時代に順応した行政サービスの向上」と「健全な財政運営」について、取組みの方向性や方策などについてご審議をいただき、答申をいただきたいと考えております。

市では、現在、庁内の検討組織での検討を進めており、次回（第3回）の行政改革審議会では、その検討内容をお示しさせていただき、ご審議をお願いしたいと考えております。

第1回・第2回の審議会の資料などをもとに、これからの羽村市のまちづくりにおいて、「行政サービスの向上」と「健全な財政運営」の面から必要なこと、思い描くキーワードや具体的なイメージ、取組み内容等について、お考えをまとめておいていただきたいと存じます。

なお、現時点で、お聞かせいただけるお考えやご意見等がございましたら、提出書類2「第2回羽村市行政改革審議会 質疑・意見書 議事（3）自治体運営の方針について」に記入してください。

2 その他

議事（1）～（3）以外で、ご意見やご質問等がございましたら、提出書類1「確認書」の「2 その他」の自由記入欄に記入してください。

以上、不明な点等がございましたら、下記担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

【問合せ】

羽村市 企画総務部 企画政策課 小林

電話：042-555-1111 内線 314

E-mail：s101000@city.hamura.tokyo.jp